

[事案 2019-263] 新契約無効請求

・令和2年11月18日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2019-261] [事案 2019-262] の子である。

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の取消しを求めて申立のあったもの。

<申立人の主張>

平成30年7月に契約した通貨選択型変額終身保険について、自分の母親の契約と同内容だと思い、数年経てば元本割れせず、銀行に預けるよりも利率の良い定期預金のようなものと誤解して契約した。しかし、実際は異なる内容であったため、契約を無効として、既払込保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、利率の良い定期預金であるなどの説明はしていないし、募集資料を適正に使い募集を行っているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況等を把握するため、申立人および申立人両親ならびに募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人に誤説明があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。